

優先検討項目抽出の考え方

1. 地方公共団体については、憲法 93 条によりいわゆる二元代表制と呼ばれる制度が採用されており、執行機関である長に対し、議会は議事機関として対等に位置づけられている。
2. ただ、現行の地方自治制度においては、議会の招集権や予算の提案権をはじめ専決処分、再議制度など、議会に対して長が優位となるように制度設計されているのが現状である。
3. 三重県議会と川崎市議会での実地調査によると、議会改革の発端は、このような長の優位性に対し議会の存在感を発揮していくという強い意思がきっかけであった。
4. また、第 2 回改革検討会（セミナー）においては、立命館大学の駒林教授から、このような議会機能及び審議の活性化と併せて、議会と住民との連携構築が重要との指摘があった。
5. これらのことを踏まえ、議会は、本来の憲法の趣旨にのっとり、少なくとも長とは対等であるべきであり、住民自治の観点からすれば、むしろ、議会がリーダーシップを持って市政運営の方向性を示していくべきである。
6. このような考え方に基づき、別添資料のとおり、改革検討会において優先的に検討すべき項目の抽出を行った。
7. まず、執行機関に対するチェック機能の強化をはじめとした 4 つの柱の骨格となるような項目を抽出し、それらをひとつおき議論していくことによって、議会活性化の大きな方向性を見定めていくとともに、合意の整った項目は随時実施していくこととする。